

KABU&ひかり 電話サービス 契約約款

令和7年2月10日現在

株式会社カブ&ピース

KABU&ひかり電話サービス契約約款

第一章 総則	5
第 1 条 (約款の適用)	5
第 2 条 (通知の方法、約款の変更)	5
第 3 条 (用語の定義)	5
第二章 本サービス	7
第 4 条 (本サービスの種類)	7
第 5 条 (本サービスの提供区域)	7
第三章 契約	7
第 6 条 (契約の単位)	7
第 7 条 (契約申込の方法)	7
第 8 条 (契約の成立)	8
第 9 条 (契約者回線番号)	8
第 10 条 (請求による契約者回線番号の変更)	9
第 11 条 (細目の変更)	9
第 12 条 (本サービス契約者の氏名等の変更の届出)	9
第 13 条 (本サービスの利用の一時中断)	9
第 14 条 (本契約に係る権利等の譲渡、再販等の制限)	9
第 15 条 (本サービス契約者の地位の承継)	10
第 16 条 (本契約の解除)	10
第四章 付加機能	11
第 17 条 (付加機能の提供)	11
第 18 条 (付加機能の利用の一時中断)	11
第五章 利用中止等	12
第 19 条 (利用中止)	12
第 20 条 (利用停止)	12
第六章 通信	13
第 21 条 (相互接続点との間の通信等)	13
第 22 条 (通信利用の制限等)	13
第 23 条 (通信時間の制限等)	13
第 24 条 (国際通信の取扱い地域)	13
第 25 条 (契約者回線番号通知)	13
第七章 料金等	14
第 26 条 (料金及び工事に関する費用)	14
第 27 条 (利用料金の支払義務)	14
第 28 条 (通信料金の支払義務)	16

第 29 条 (手続きに関する手数料の支払義務)	16
第 30 条 (工事費の支払義務)	17
第 31 条 (利用料金等の支払期日)	17
第 32 条 (解約時の残債務の弁済)	17
第 33 条 (事業者変更)	17
第 34 条 (割増金)	18
第 35 条 (延滞利息)	18
第 36 条 (回収業務の委託)	18
第八章 保守	18
第 37 条 (本サービス契約者の切分責任)	18
第 38 条 (修理又は復旧の順位)	19
第九章 禁止行為	19
第 39 条 (営業活動の禁止)	19
第 40 条 (著作権等)	20
第十章 損害賠償	20
第 41 条 (責任の制限)	20
第 42 条 (免責)	21
第十一章 雑則	22
第 43 条 (協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結)	22
第 44 条 (承諾の限界)	22
第 45 条 (利用に係る本サービス契約者の義務)	23
第 46 条 (利用上の制限)	23
第 47 条 (本サービス契約者氏名の通知等)	23
第 48 条 (協定事業者からの通知)	24
第 49 条 (電話帳への掲載)	24
第 50 条 (番号案内)	24
第 51 条 (番号情報の提供)	25
第 52 条 (法令に規定する事項)	25
第 53 条 (本サービスの提供の終了)	25
第 54 条 (本サービスの変更等)	25
第 55 条 (KABU&ひかり 契約約款の適用)	25
第 56 条 (その他)	25
料金表	27
第 1 表 月額利用料	27
第 2 表 手数料	27
第 3 表 工事費	28

第 4 表	通信料金.....	29
第 5 表	その他の料金.....	37
第 6 表	レンタル機器損害金.....	38

第一章 総則

第 1 条 (約款の適用)

1. 株式会社カブ&ピース (以下「当社」といいます。) は、この「KABU&ひかり電話サービス 契約約款」(以下「本約款」といいます。) を定め、これに従い KABU&ひかり電話サービス (以下「本サービス」といいます。) を本サービスの利用契約者 (以下「本サービス契約者」といいます。) へ提供します。
2. 本サービスの利用契約 (以下「本契約」といいます。) は、本約款の各条項の定めに従うものとします。

第 2 条 (通知の方法、約款の変更)

1. 当社から本サービス契約者への通知の方法は、当社ホームページへの掲示、書面又は電子メールの送付、その他当社所定の方法によるものとし、当社が当該通知の発信を行ったときから効力が生じるものとします。
2. 本約款は、民法 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、この規定の各条項及び料金表に記載の期間・金額その他の条件については、同法 548 条の 4 の定型約款の変更の規定に基づいて変更し、かつ当社が、前項に従い、効力発生日までに本サービス契約者に周知することにより、本サービス契約者の承諾を得ることなくこの約款を変更することができ、変更後の約款が適用されるものとします。

第 3 条 (用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の使用に供すること
3. 国内通信	通信のうち本邦内で行われるもの
4. 国際通信	通信のうち本邦と外国 (インマルサットシステムに係る移動地球局 (海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。) 及び下記電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末 (以下「特定衛星携帯端末」といいます。) を含みます。以下同じとします。) との間で行われるもの <ul style="list-style-type: none">• Iridium Communications Inc.• Thuraya Telecommunications Company

	<ul style="list-style-type: none"> Inmarsat Global Ltd.
5. 通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
6. 音声利用IP通信網	主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信（電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）に規定する電気通信番号（当社又は日本電信電話株式会社が別に定めるものに限りませ。）を相互に用いて行うものとしませ。）の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとしませ。）
7. 音声利用IP通信網サービス	音声利用IP通信網を利用して行う電気通信サービス
8. 契約約款等	契約約款又は電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとしませ。）が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
9. 相互接続点	東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社とそれ以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（日本電信電話株式会社が日本電信電話株式会社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとしませ。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点（日本電信電話株式会社が協定事業者（日本電信電話株式会社が別に定める者に限りませ。以下この欄において同じとしませ。）へ提供している都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。）をまたがる伝送に関する卸電気通信役務（事業法第29条第11項に規定するものをいいます。）に係る区間との分界点を含みます。）
10. 相互接続通信	相互接続点との間の通信
11. 契約者回線	本契約に基づいて、本サービス契約者が利用する電気通信回線
12. 契約者回線等	<ol style="list-style-type: none"> 契約者回線 相互接続点
13. 回線収容部	契約者回線を収容するために通信事業者が設置する電気通信設備
14. 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者

15. 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
16. 自営端末設備	本サービス契約者が設置する端末設備
17. 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
18. 本サービス取扱所	本サービスに関する契約事務を行う当社の事業所（当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所を含みます。）を意味します。

第二章 本サービス

第 4 条 （本サービスの種類）

1. 本サービスは、東日本電信電話株式会社、又は西日本電信電話株式会社（以下「通信事業者」といいます。）が提供する音声利用 I P 通信網サービスを利用したサービスであり、次の種類があります。
 - KABU&ひかり 電話
 - KABU&ひかり 電話プラス
2. 本サービスの内容には、一定の制約及び条件があります。詳細は、別途当社が提示する「KABU&ひかり 電話サービス 重要事項説明書」をご確認ください。

第 5 条 （本サービスの提供区域）

本サービスは、通信事業者が提供する音声利用 I P 通信網サービスの提供区域において提供します。

第三章 契約

第 6 条 （契約の単位）

1. 当社は、1 の回線収容部又は 1 の契約者回線ごとに 1 の本契約を締結します。
2. 本サービス契約者、契約者回線の契約者と同一の者に限ります。

第 7 条 （契約申込の方法）

本契約の申込みをするときは、本サービス取扱所からの案内に従って当社所定の方法で手続きを行っていただきます。

第 8 条（契約の成立）

1. 本契約は、新たに契約者となろうとする者（以下「利用申込者」といいます。）が、本約款を本契約の内容とすることに合意の上で当社所定の方法により申込みものとします。なお、上記申込みにあたっての条件は、本約款が適用されるものとし、申込みの撤回・取消はできないものとします。
2. 利用申込者は、契約を申し込むにあたり、次の各号に掲げる事項を表明し保証するものとします。
 - (1) 当社に届け出た事項に虚偽、誤記又は不足がないこと。
 - (2) 本契約を申し込む正当な権限を有し、当該権限の範囲内で申込みを行うこと。
 - (3) 過去に本約款に違反し、利用停止・解除等の処分を受けたことがないこと。
 - (4) 利用申込者が未成年ではないこと。
3. 当社は、本条第 1 項の審査の内容について利用申込者に開示することはありません。
4. 当社は、本約款を当社ホームページへの掲示その他当社所定の方法により、利用申込者が予めその内容を知る機会を確保するものとします。
5. 当社が申込みを承諾した場合、電気通信事業法第 26 条の 2 に基づく契約書面の交付は、電磁的方法によって行うものとします。本サービス契約者が希望する場合は、契約書面を別途郵送するものとします。

第 9 条（契約者回線番号）

1. 本サービスの電話番号（以下「契約者回線番号」といいます。）は、1 の回線収容部又は 1 の契約者回線ごとに当社が定めます。
2. 本サービス契約者は、契約者回線に係る終端の場所又は契約者回線の契約者回線番号について変更の申込みを行うときは、その内容について当社に届け出ていただきます。
3. 前項の届出又は契約者回線の移転等により、その回線収容部又は契約者回線について契約者回線番号の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更の手配を行います。
4. 前項に規定するほか、当社は、通信事業者の技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本サービスの契約者回線番号を変更することがあります。
5. 前 2 項の規定により、本サービスの契約者回線番号を変更する場合には、当社は、予めそのことを本サービス契約者に通知します。

(注) 番号ポータビリティ（事業法第 50 条に規定するものをいいます。）によってその変更前の電話番号と同一の番号を利用することができます。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第 38 条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、契約者回線番号を変更することがあります。

第 10 条（請求による契約者回線番号の変更）

1. 本サービス契約者は、迷惑電話（いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、現にその通信の受信者が迷惑であると認めるものをいいます。）又は間違い電話（現に使用している契約者回線番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。）を防止するために、契約者回線番号を変更しようとするときは、当社所定の方法により当社へその変更の請求をしていただきます。
2. 当社は、前項の請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、その請求を承諾します。

第 11 条（細目の変更）

1. 本サービス契約者は、本サービスのプランの変更の請求をすることができます。
2. 当社は、前項の請求があったときは、第 8 条（契約の成立）の規定に準じて取り扱います。

第 12 条（本サービス契約者の氏名等の変更の届出）

1. 本サービス契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所、メールアドレス又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。
2. 前項に定める変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、当社が届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所、メールアドレス又は請求書送付先への通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
3. 第 1 項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第 13 条（本サービスの利用の一時中断）

当社は、本サービス契約者から請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（契約者回線番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第 14 条（本契約に係る権利等の譲渡、再販等の制限）

1. 本サービス契約者は、当社の事前の承諾なく、本契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡できないものとします。
2. 本サービス契約者は、当社が承認した場合を除き、当社のサービスを使用し、有償、無償を問わず再販、サブライセンス等の形態により第三者に利用させないものとします。

第 15 条（本サービス契約者の地位の承継）

1. 本サービス契約者において相続により本サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出ていただきます。
2. 前項の場合、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者を定め、これを届け出ていただきます。
3. 当社は、前項の規定による代表者に届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち 1 人を代表者として取り扱います。
4. 前 3 項の規定にかかわらず、本サービス契約者の地位の承継において第 1 項の届出がないときは、当社は、本サービスに係る契約者回線の KABU&ひかりの契約者の地位の承継の届出（当社が別途定める「KABU&ひかり 契約約款」に定める届出）をもって、本サービス契約者の地位の承継があったものとみなします。

第 16 条（本契約の解除）

1. 本サービス契約者は、本サービスの契約を解除しようとするときは、そのことを本サービス取扱所に所定の方法により通知していただきます。
2. 第 20 条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された本サービス契約者が、なおその事実を解消しないとき、当社は本サービスの契約を解除することができるものとします。
3. 当社は、本サービス契約者が第 20 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず本サービスの利用を停止しないで本サービス契約を解除することができるものとします。
4. 当社は、第 53 条（本サービスの提供の終了）第 1 項の規定により、本サービスの提供を終了するときは、本サービスの契約を解除することができるものとします。
5. 当社は、第 2 項乃至第 4 項の規定により、本契約を解除しようとするときは予め本サービス契約者にそのことを通知します。
6. 本サービス契約者が別途締結している KABU&ひかりの利用契約が終了したときは、本契約も終了します。
7. 本サービス契約者が本約款に違反し催告後も是正しないときは、当社は本契約を解除できるものとします。また、本サービス契約者に次に定める事由のいずれかが発生した場合、当社は本契約を催告なく解除できるものとします。これらの場合、本サービス契約者は期限の利益を失い、直ちに本契約に基づく料金等を当社に支払うものとします。
 - (1) 支払停止又は支払不能に陥ったとき、その他財産状態が悪化し又はそのおそれがある

と認められる相当の理由があるとき。

- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けたとき。
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をしたとき。
- (5) 第 8 条（契約の成立）第 2 項に違反したとき。
- (6) 料金（遅延損害金を含みます。）の全部又は一部の支払を遅滞し又は支払を拒否したとき。
- (7) 死亡、行為無能力者又は制限行為能力者となったとき。
- (8) 当社に届け出られた連絡先と連絡がとれないとき。
- (9) 監督官庁から営業許可の取消・停止等の処分を受けたとき。
- (10) 本サービス契約者が、総会屋、暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）が存在するとき、若しくは名目の如何を問わず、本サービス契約者が反社会的勢力の維持・運営若しくは関与し、又は意図して反社会的勢力と交流をもっているとき。
- (11) その他当社が本サービス契約者に対して本サービスを提供することが不相当と判断したとき。

第四章 付加機能

第 17 条（付加機能の提供）

1. 当社は、本サービス契約者から請求があったときは、料金表第 1 表（3）に定めるところにより付加機能を提供します。ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難である等、当社若しくは通信事業者の業務に遂行上支障があるとき、又は本サービス契約者が警察機関から当社に対して特殊詐欺に関係があるとして付加機能の提供の拒否要請を受けた者と同一の者であるとき、その付加機能を提供できないことがあります。
2. 付加機能のうち、電話転送機能の請求があった場合（料金表第 1 表（1）に当該機能が予め付帯する場合を含みます。）、当社は、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第 6 号）別表第 4 の定めに従い本人特定事項（本サービス契約者の氏名、住居及び生年月日）の確認を行います。当社にて本人特定事項の確認がとれない場合は、着信転送機能を提供できない場合があります。

第 18 条（付加機能の利用の一時中断）

当社は、本サービス契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加

機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第五章 利用中止等

第 19 条 (利用中止)

1. 当社は、次の場合には本サービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 通信事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 特定の契約者回線から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信が輻輳、又は輻輳するおそれがあると当社が認めたとき。
 - (3) 当社又は通信事業者が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じたとき。
 - (4) その他当社又は通信事業者が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 20 条 (利用停止)

1. 当社は、本サービス契約者が次のいずれかに該当する場合は、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 通信事業者が規定する利用以外の用途に使用したと通信事業者が認めたとき。
 - (3) 警察機関から当社に対して特殊詐欺に利用された電話サービスの一部を停止する要請があったとき。なお、その場合、契約者回線番号が変更となる場合があります。
 - (4) 第 39 条（営業活動の禁止）、第 40 条（著作権等）及び第 45 条（利用に係る本サービス契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (5) 前 4 号のほか、本約款の規定に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務遂行又は電気通信設備等に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
 - (6) 当社に対し、本サービス契約者に関わるクレームや請求等が寄せられ、業務に支障をきたすおそれがあると判断したとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、当社から予めその理由、利用停止する日及び期間を本サービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合

はこの限りではありません。

第六章 通信

第 21 条（相互接続点との間の通信等）

1. 相互接続通信は、相互接続協定に基づき通信事業者が別に定めた通信に限り行うことができます。
2. 相互接続通信を行うことができる地域（以下「接続対象地域」といいます。）は、通信事業者が相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとします。
3. 当社は、国際通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合に、国際通信の全部又は一部の利用を制限又は中止する措置をとることがあります。

第 22 条（通信利用の制限等）

1. 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
2. 前項に規定するほか、本サービス契約者は、当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、その契約に係る KABU&ひかりのサービスを使用することができない場合においては、本サービスを利用できないことがあります。

第 23 条（通信時間の制限等）

通信が著しく輻輳するときは、通信事業者により通信時間又は特定の地域の回線等への通信の利用を制限することがあります。

第 24 条（国際通信の取扱い地域）

国際通信の取扱い地域は、料金表第 4 表（3）に定めるところによります。

第 25 条（契約者回線番号通知）

1. 契約者回線から契約者回線等への通信について、契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知します。ただし、次の通信についてはこの限りではありません。
 - (1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信
 - (2) 契約者回線番号非通知（契約者の請求により、契約者回線から行う通信について、その契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知しないことをいいます。）の扱いを受けている契約者回線から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）
 - (3) その他当社が別に定める通信

2. 前項の規定により、契約者回線番号を着信先の回線等へ通知しない扱いとした通信については、着信先の回線等が当社が別に定める付加機能を利用している場合はその通信が制限されます。
3. 当社は前2項にかかわらず、契約者回線から、電気通信番号規則別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その契約者回線番号、氏名又は名称及びその契約者回線に係る終端の場所を、その着信先の機関へ通知することがあります。ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りではありません。
4. 当社は、前3項の規定により、契約者回線番号等を着信先の回線等へ通知すること又は通知しないことに伴い発生する損害については、当社に故意又は重過失が存する場合を除き、何ら責任を負いません。
5. 本サービス契約者は、本条の定め等により通知を受けた契約者回線番号等の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重するものとします。

第七章 料金等

第26条（料金及び工事に関する費用）

1. 本サービスの料金は、手続き及び利用料金に関する料金とし、料金表第1表、第2表に定めるところによります。
2. 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、料金表第3表に定めるところによります。

（注）本条第1項に規定する利用料金は、当社が提供する本サービスの態様に応じて、利用料金、番号使用料、付加機能使用料、及びユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料を合算したものとします。

第27条（利用料金の支払義務）

1. 本サービス契約者は、本約款に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日（付加機能又は端末設備についてはその提供を開始した日）から起算して、本サービス契約の解除があった日（付加機能については同機能の提供が終了した日、端末設備についてはその廃止があった日）までの期間（提供を開始した日と解除又は付加機能の提供終了があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表に規定する利用料金の支払いを要します。
2. 前項の期間において、本サービスの利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは次によります。

- (1) 第 13 条（本サービスの利用の一時中断）、又は第 18 条（付加機能の利用の一時中断）に基づき、本サービスの利用の一時中断又は付加機能の利用の一時中断をしたときは、本サービス契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (2) 第 20 条（利用停止）に基づき、利用停止があったときは、本サービス契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (3) 前 2 号の規定によるほか、本サービス契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1. 本サービス契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態（本契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合又は契約者回線に係る電気通信サービスに起因する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時点から起算して、48時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時点以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての月額料金（日割の利用料金）
2. 当社の故意又は重大な過失により本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時点以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本サービスについての月額料金
3. 回線収容部の変更に伴って、本サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。（本サービス契約者の都合により、本サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）	本サービスを利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその本サービスについての月額料金（日割の利用料金）

3. 当社は、支払いを要しないこととされた利用料金が既に支払われているときは、その利用料金を返還します。
4. 当社は、本契約又は本契約に限らないその他の契約等に基づき本サービス契約者に対して負担する金銭債務と、本契約又は本契約に限らないその他の契約等に基づき本サービス契約者に対して有する金銭債権とを、その支払期限にかかわらず、いつでもこれを対当額に

において相殺（控除）することができます。

第 28 条（通信料金の支払義務）

1. 本サービス契約者は、KABU&ひかりから行った通信（その契約者回線の契約者以外の者が行った通信を含みます。）について、当社が測定した通信時間と料金表第 4 表の規定とに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。
2. 本サービス契約者は、契約者回線等と通信事業者が定めるものとの通信について、本サービスに係る部分と電話サービス、総合デジタル通信サービス又は特定地域向け音声利用 IP 通信網サービスに係る部分とを合わせて、当社が測定した通信時間と料金表第 4 表の規定とに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。
3. 相互接続通信の料金の支払義務については、前 2 項の規定にかかわらず、本サービス契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき当社が別に定めるところによります。
4. 前 3 項の規定にかかわらず、付加機能等を利用して行った通信の通信料金について、別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
5. 本サービス契約者（相互接続通信の利用者を含みます。）は、通信の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、当該本サービス契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

第 29 条（手続きに関する手数料の支払義務）

1. 本サービス契約者は、本サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 2 表に規定する手続きに関する手数料の支払いを要します。ただし、その本サービスに係る工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその手数料が支払われているときは、当社は、その手数料を返還します。
2. 当社の口座に直接振込む場合の振込手数料は本サービス契約者の負担とします。過入金により返還を行う場合、返金事務手数料を差し引いた額を返還します。なお、過入金が当社の返還事務手数料を下回る少額の場合は、社内処理上、返還しません。

第 30 条（工事費の支払義務）

1. 本サービス契約者は、契約申込又は工事を要する請求をし、当社からの承諾を受けたときは、料金表第 3 表に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
2. 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、本サービス契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 31 条（利用料金等の支払期日）

1. 本サービス契約者は、本約款に基づき負担する料金、工事費等の支払債務を、当社所定の方法（当社が本サービス契約者へ送付する請求書を含みますがこれに限られません。）に記載する支払期日までに、当社所定の支払手段で弁済するものとします。
2. 当社は、当社に特別の事情がある場合は、本サービス契約者に対して 2 か月以上の料金を、当社が指定する期日までに一括後払いを求めることができ、本サービス契約者はこれを予め承諾するものとします。

第 32 条（解約時の残債務の弁済）

本サービス契約者は、本契約の解約を希望する場合には、本約款に基づき負担する料金、工事費等の支払債務のうち、未払となっているものすべて（以下「残債務」といいます。）を、当社に対し、本契約の解約手続きと同時に支払うものとします。

第 33 条（事業者変更）

1. 本サービス契約者が本サービスから通信事業者が提供する I P 通信網サービスを利用した他社のサービスへの契約変更（以下「事業者変更」といいます。）を希望する場合には、第 31 条（利用料金等の支払期日）及び第 32 条（解約時の残債務の弁済）の規定を適用するものとします。
2. 本サービス契約者が、第 31 条（利用料金等の支払期日）及び第 32 条（解約時の残債務の弁済）の規定に従わず、当社に対し残債務を弁済しない場合には、当社は、事業者変更に必要な番号（以下「事業者変更承諾番号」といいます。）を発行しないことができるものとします。
3. 前項の場合、本サービス契約者は、当社が事業者変更承諾番号を発行しないことにつき、異

議を申し立てないものとします。

4. 当社は、本サービス契約者が残債務の弁済を完了した場合には、速やかに事業者変更承諾番号を発行するものとします。

第 34 条（割増金）

当社は、本サービス契約者が本約款に定める料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の 2 倍に相当する額）を割増金として請求させていただくことがあります。

第 35 条（延滞利息）

当社は、本サービス契約者が本約款に定める料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、当該料金その他の債務の額に法定利率の割合（電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン上の遅延損害金規制の対象外の場合は年 14.6%の割合）で計算して得た額を延滞利息として請求させていただくことがあります。

第 36 条（回収業務の委託）

当社は、本サービス契約者に一定の期間、利用料金の不払い等の事情がある場合、本サービス契約者に対して有する利用料金その他の債権を、債権管理回収業に関する特別措置法により認可された債権回収代行会社又は弁護士等へ債権の回収業務を委託することができるものとします。また本サービス契約者は、これを承諾するものとします。

第八章 保守

第 37 条（本サービス契約者の切分責任）

1. 本サービス契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、本サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に修理の請求をすることができます。
2. 前項の確認に際して、本サービス契約者からの請求があったときは、当社は、本サービス取扱所において試験を行い、その結果を本サービス契約者にお知らせします。
3. 前項の確認により当社又は通信事業者が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場

合において、本サービス契約者の請求により当社又は通信事業者が手配した係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、本サービス契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、当社が定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備には適用しません。

第 38 条 (修理又は復旧の順位)

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、当社が該当する機関との協議により定めたものに限りです。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第九章 禁止行為

第 39 条 (営業活動の禁止)

本サービス契約者は、本サービスを使用して、付加価値サービスの提供又はその準備を目的とした利用をすることができません。

第 40 条（著作権等）

1. 本サービスにおいて当社が本サービス契約者に提供する一切の物品（本約款、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みますが、それらに限られません。）に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的財産権は、当社及び通信事業者が定める者に帰属するものとします。
2. 本サービス契約者には、前項の物品を以下の通り取り扱っていただきます。
 - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
 - (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

第十章 損害賠償

第 41 条（責任の制限）

1. 当社は、本サービス（当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスを含みます。以下この条において同じとします。）を提供すべき場合において、当社又はその協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるとき又は契約者回線に係る電気通信サービスによるものであるときを除きます。）は、本サービスを全く利用できない状態（本契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時点から起算して、48 時間以上その状態が連続したときに限り、本サービス契約者の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時点から 48 時間以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る次の料金の合計額（日割の料金）を発生した損害の限度とし、かつ現実に発生した直接かつ通常の範囲内において、当社と協議の上決定された額に限って賠償します。また、逸失利益、データ喪失等にかかる損害、特別損害（予見可能な場合も含みます。）については財産的損害及び非財産的損害も含め賠償しないものとします。
 - (1) 料金表第 1 表（1）に規定する基本料金
 - (2) 料金表第 4 表に規定する通信料金（本サービスを全く利用できない状態が連続した期

間の初日の属する料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前6料金月の1日当たりの平均通信料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3. 第1項の理由のうち当社の故意又は重大な過失によって生じた理由により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

（注） 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均通信料金とします。

（注） 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表の規定に準じて取り扱います。

第42条（免責）

1. 当社は、本サービス契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
2. 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に伴って、本サービス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
3. 当社は、本約款の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。ただし、電気通信設備、端末設備の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（本サービス取扱所に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうち本約款について変更した規定に係る部分に限り負担します。
4. 当社は、第19条（利用中止）、第20条（利用停止）、第53条（本サービスの提供の終了）の規定に基づく本サービスの利用中止、利用停止及び本サービスの提供の停止に伴い生じる本サービス契約者の被害について、一切の責任を負いません。
5. サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、約款の規定外の事故であることから本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切の責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
6. 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあり

ます。この場合、当社は、予めそのことを本サービス契約者に通知します。

7. 当社のサービスの提供、サービスが利用できなかったこと、遅滞、当社のサービスを通じて登録、提供又は収集された本サービス契約者の情報の消失、その他当社のサービスに関連して発生した本サービス契約者の損害について、当社は本約款にて明示的に定める以外一切責任を負いません。ただし、本契約が消費者契約法に定める消費者契約となる場合は、この限りではありません。
8. 当社のサービスは、現時点で本サービス契約者に対し提供されているものとし、当社又は提携先が提供する情報又はソフトウェアについて、当社のホームページ及び配布する資料・マニュアルに明記する、しないに関わらず、その完全性、正確性、適用性、有用性等を保証いたしません。
9. 当社は、いかなるハードウェア及びソフトウェアのサポートを拒否する権利があるものとします。また、当社は市場に流通するすべての製品に対して動作保証責任を負わず、本サービス契約者が所有又は購入するハードウェア及びソフトウェアについても一切動作保証はいたしません。ハードウェア及びソフトウェアに対するサポート責任はそれらの製品の製造会社及び発売会社にあるものとします。
10. 当社は、当社の責に帰すべからざる事由から本サービス契約者に生じた損害については、一切責任を負いません。
11. 当社は、当社の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害、事業上の障害、逸失利益については、一切責任を負いません。ただし、当社に故意若しくは重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第十一章 雑則

第 43 条（協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結）

1. 本サービス契約者は、本契約の成立により、KDDI 株式会社が定める「電話サービス等契約約款」に基づいて、KDDI 株式会社と電気通信サービスに係る契約（第 2 種一般電話等契約）を締結したこととみなされます。ただし、本サービス契約者から KDDI 株式会社に対してその契約を締結しない旨の意思表示があったときはこの限りではありません。
2. 前項の規定に KDDI 株式会社と契約を締結した者は、KDDI 株式会社に係る電気通信サービスを利用した場合にはその契約約款に基づいて料金の支払を要することとなります。ただし、本サービス契約者がその契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けている場合は、その利用の状況にかかわらず、その利用料金の支払いを要することがあります。

第 44 条（承諾の限界）

当社は、本サービス契約者から工事その他の本契約に基づく請求があった場合に、その請求を承

諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。

第 45 条（利用に係る本サービス契約者の義務）

1. 本サービス契約者は、次のことを守っていただきます。
 - (1) 故意に契約者回線を保留したまま放置する等、通信の伝送交換又は本サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (2) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信の輻輳を生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
2. 本サービス契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第 46 条（利用上の制限）

本サービス契約者が、次に掲げる態様で通信を行うことを禁じます。本サービス契約者が、コールバックサービス（本邦から発信する国際通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、当社のサービスの品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、又は他人に利用させること。

方式	概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して電話の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際して、当社が国際通信の通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

第 47 条（本サービス契約者氏名の通知等）

1. 本サービス契約者は協定事業者（本サービス契約者と他社相互接続通信（協定事業者の電気通信設備に係る通信をいい、以下同じとします。）に係る契約を締結している者に限りま
- す。）から請求があったときは、当社又は通信事業者が本サービス契約者の氏名、住所及び本サービスの契約者回線番号をその協定事業者に通知することがあることについて、同意していただきます。
2. 相互接続通信（当社が別に定める付加機能によりその相互接続通信に転送されることとな

る通信を含みます。以下この項において同じとします。)に係る契約を締結している者は、相互接続通信を行うときに、当社又は通信事業者が相互接続通信の発信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報を、相互接続通信に係る協定事業者に通知することについて、同意していただきます。

3. 本サービス契約者（相互接続通信の利用者を含みます。）は、契約者回線等から、当社が別に定める付加機能を利用する契約者回線への通信を行った場合、その通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等（電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。）、その通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容を、電子メールによりその付加機能を利用する本サービス契約者の指定するメールアドレスに送信されることがあることについて、同意していただきます。
4. 本サービス契約者は、第 20 条（利用停止）第 1 項（3）で定める場合、当社が本サービス契約者の氏名、住所、契約回線番号等を警察機関に通知する場合があることについて、同意していただきます。

第 48 条（協定事業者からの通知）

本サービス契約者は、当社又は通信事業者が料金の適用にあたり必要があるときは、協定事業者からその料金等を適用するために必要な本サービス契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

第 49 条（電話帳への掲載）

1. 本サービスの契約者回線番号、本サービス契約者の氏名、職業等は、通信事業者が定める電話サービス契約約款に基づき発行する電話帳（以下「電話帳」といいます。）に掲載されます。
2. 電話帳の普通掲載、掲載省略、重複掲載その他の取扱いについては、通信事業者が提供する電話サービスの加入電話の場合に準ずるものとします。これらの取扱いに関する通信事業者への申込みは当社が取り次ぎます。
3. 本サービス契約者は、前項に従い重複掲載の申込みを行い、通信事業者からその承諾を受けたときは料金表第 5 表その他の料金に規定される料金の支払いを要します。

第 50 条（番号案内）

1. 本サービスの契約者回線番号は、通信事業者が行う番号案内（以下「番号案内」といいます。）の対象となります。
2. 番号案内に係る料金その他の提供条件は、通信事業者が定める電気通信サービス約款の規

定に準じて取り扱われます。

第 51 条（番号情報の提供）

1. 本サービスの契約者回線番号に係る番号情報（電話帳掲載又は番号案内に必要な情報（第 49 条（電話帳への掲載）又は第 50 条（番号案内）の規定により電話番号掲載又は番号案内を省略することとなったものを除きます。）をいいます。以下、本条において同じとします。）は、番号情報データベース（番号情報を収容するために通信事業者が設置するデータベース設備をいいます。以下この条に同じとします。）に登録されます。
2. 前項の規定により登録された番号情報は、番号情報データベースを設置する通信事業者が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的として、電気通信事業者等に提供します。

第 52 条（法令に規定する事項）

本サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 53 条（本サービスの提供の終了）

1. 当社は、本サービスの提供を終了することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、予めその理由、本サービス終了日を本サービス契約者に通知いたします。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 54 条（本サービスの変更等）

当社は、第 2 条（通知の方法、約款の変更）で規定する通知の方法に従い、本サービスの内容の変更等をします。ただし、本サービス契約者に不利な変更等の場合、当社は事前に通知をします。

第 55 条（KABU&ひかり 契約約款の適用）

本約款に定めのない事項については、「KABU&ひかり 契約約款」の規定に従うものとします。

第 56 条（その他）

1. 当社及び本サービス契約者は、本契約又は本約款の解釈に関して疑義が生じた場合には、

両者が誠意をもって協議の上解決するものとします。

2. 前項の協議が整わなかった場合、本契約又は本約款に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
3. 本約款は、日本国法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。
4. 当社において合併、又は会社分割及び事業部の営業譲渡、又は資産売却があった場合は、当社は、本サービス契約者の同意を得ることなく、本契約の全体を包括的に譲渡することができ、合併又は分割、営業譲渡又は売却後に相続人が本契約上の地位を継承するものとします。その際、本サービス契約者へは電子メール及び当社ホームページにおいて通知します。

料金表

第 1 表 月額利用料

(1) 基本料金

プラン名	月額利用料 (税込み)
KABU&ひかり電話	550円
KABU&ひかり電話プラス	1,650円

(2) 機器利用料金

区分	月額利用料 (税込み)
光電話対応ルーター	無料
光電話対応ルーター(無線LAN機能付)	110円
無線LANカード(子機用)	110円

(3) 付加サービス利用料金

サービス名	単位	月額利用料 (税込み)
発信者番号表示	1契約者回線毎	440円
ナンバーリクエスト	1契約者回線毎	220円
通話中着信	1契約者回線毎	330円
電話転送	1番号毎	550円
迷惑電話拒否サービス	1契約者回線毎 又は1番号毎	220円
着信お知らせメール	1番号毎	110円
FAXお知らせメール	1番号毎	110円
番号使用料(追加番号)	1番号毎	110円
複数チャンネル	1契約者回線毎	220円
テレビ電話/高音質電話	1契約者回線毎	無料

第 2 表 手数料

区分	単位	金額 (税込み)
----	----	-------------

新規契約手数料		契約回線毎	無料
転用手数料	KABU&ひかり回線と同時申込みの場合	契約回線毎	無料
事業者変更手数料	KABU&ひかり回線と同時申込みの場合	契約回線毎	無料

第 3 表 工事費

区分		単位	金額 (税込み)	
基本工事費	交換機等工事のみの場合	1工事毎	2,200円	
	工事担当者がお伺いして機器工事を行う場合	1工事毎	8,250円	
交換機等工事費	基本機能	1契約者回線毎	1,100円	
	付加サービス	発信者番号表示	1契約者回線毎	1,100円
		ナンバーリクエスト	1番号毎	1,100円
		通話中着信	1番号毎	1,100円
		電話転送	1番号毎	1,100円
		迷惑電話拒否サービス	1契約者回線又は1番号毎	1,100円
		着信お知らせメール	1番号毎	1,100円
		FAXお知らせメール	1契約者回線毎	1,100円
		追加番号	1番号毎	770円
		複数チャンネル	1契約者回線毎	1,100円
		テレビ電話/高音質電話	1契約者回線毎	無料
	同番移行	1番号毎	2,200円	
発信者番号通知の変更を行う場合	1番号毎	770円		
機器工事費	ホームゲートウェイ (光電話ルーター)	設置費	1工事毎 1,650円	
		設定費	1工事毎 1,100円	
一時中断工事費	基本工事費	1工事毎	2,200円	
	交換機等工事費	下記以外	1工事毎	1,100円
		契約者回線番号又は追加番号	1番号毎	770円
		迷惑電話拒否サービス	1番号毎	1,100円
		着信お知らせメール	1番号毎	1,100円
		FAXお知らせメール	1番号毎	1,100円
その他工事費	契約者番号変更(改番)	1番号毎	2,750円	

(注) 一時利用中断後、再度利用を開始する場合の工事費は、基本工事費、交換機工事費と同額です。

(注) 時刻指定工事（1 時間ごとに設定可能）を希望される場合、下記金額を別途請求します。

9:00～16:00 の場合、11,000 円(税込 12,100 円)、

17:00～21:00 の場合、

東日本エリア 18,000 円(税込 19,800 円)

西日本エリア 20,000 円(税込 22,000 円)

22:00～翌 8:00 の場合、

東日本エリア 28,000 円(税込 30,800 円)

西日本エリア 30,000 円(税込 33,000 円)

(注) 夜間時間帯（17:00～22:00）および（12 月 29 日～1 月 3 日は 8:30～22:00）に工事を実施する場合、工事費の合計額から 1,000 円(税込 1,100 円)を差し引いて「1.3 倍」した額に 1,000 円(税込 1,100 円)を加算した金額を請求します。

(注) 深夜時間帯（22:00～翌 8:30）に工事を実施する場合、工事費の合計額から 1,000 円(税込 1,100 円)を差し引いて「1.6 倍」した額に 1,000 円(税込 1,100 円)を加算した金額を請求いたします。

(注) 工事費（基本工事費、時刻指定工事費は除く）の合計が 29,000 円(税込 31,900 円)を超える場合は 29,000 円(税込 31,900 円)までごとに、「加算額：3,500 円(税込 3,850 円)」が発生します。

第 4 表 通信料金

(1) 通話料・通信料

区分		金額 (税込み)	
音声	固定電話（ひかり電話、加入電話、INS ネット、IP 電話（050 番号除く））等への通話の通話	8.8 円/3 分	
	携帯電話への通話	17.6 円/60 秒	
	他社 IP 電話（050 番号）への通話	11.55 円/3 分	
データ 接続	データ接続対応機器からデータ接続対応機器へのデータ通信（データ接続を複数同時利用した場合含む）	利用帯域 64Kbps まで	1.1 円/30 秒
		利用帯域 64Kbps 超～512Kbps まで	1.65 円/30 秒
		利用帯域 512Kbps 超～1Mbps まで	2.2 円/30 秒
		利用帯域 1Mbps 超～2.6Mbps まで	16.5 円/3 分
		利用帯域 2.6Mbps 超	110 円/3 分
テレビ 電話	テレビ電話対応機器からテレビ電話対応機器へのテレビ電	利用帯域 2.6Mbps まで	16.5 円/3 分
		利用帯域 2.6Mbps 超	110 円/3 分

	話通信		
その他	上記以外の通信	利用帯域2.6Mbpsまで	16.5円/3分
		利用帯域2.6Mbps超	110円/3分

※ 他社 IP 電話（050 番号）の接続事業者は下記の通りです。

株式会社STNet、株式会社QNet、株式会社オプテージ、ソフトバンク株式会社、中部テレコミュニケーション株式会社、東北インテリジェント通信株式会社、楽天モバイル株式会社、株式会社エネルギー・コミュニケーションズ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ZIP Telecom株式会社、アルテリア・ネットワーク株式会社、Coltテクノロジーサービス株式会社、株式会社アイ・ピー・エス、コムスクエア株式会社、株式会社ハイスタンダード

(2) 電話番号案内（104）

区分		金額 (税込み)	
昼間・夜間	月に1案内の場合	66円/案内	
	月に2案内以上の場合	1案内分	66円/案内
		1案内を超える部分	99円/案内
深夜・早朝（午後11時～午前8時）		165円/案内	

(3) 国際通話

国名	国番号	金額/1分 (不課税)
アイスランド共和国	354	70円
アイルランド	353	20円
アセンション島	247	250円
アゼルバイジャン共和国	994	70円
アゾレス諸島	351	35円
アフガニスタン・イスラム共和国	93	160円
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	1	9円
アラブ首長国連邦	971	50円
アルジェリア民主人民共和国	213	127円
アルゼンチン共和国	54	50円
アルバ	297	80円
アルバニア共和国	355	120円
アルメニア共和国	374	202円

アンギラ	1-264	80円
アンゴラ共和国	244	45円
アンティグア・バーブーダ	1-268	80円
アンドラ公国	376	41円
イエメン共和国	967	140円
イギリス (グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国)	44	20円
イスラエル国	972	30円
イタリア共和国	39	20円
イラク共和国	964	225円
イラン・イスラム共和国	98	80円
インド	91	80円
インドネシア共和国	62	45円
ウガンダ共和国	256	50円
ウクライナ	380	50円
ウズベキスタン共和国	998	100円
ウルグアイ東方共和国	598	60円
英領バージン諸島	1-284	55円
エクアドル共和国	593	60円
エジプト・アラブ共和国	20	75円
エストニア共和国	372	80円
エスワティニ王国	268	45円
エチオピア連邦民主共和国	251	150円
エリトリア国	291	125円
エルサルバドル共和国	503	60円
オーストラリア連邦	61	20円
オーストリア共和国	43	30円
オマーン国	968	80円
オランダ王国	31	20円
オランダ領アンティール	599、1-721	70円
ガーナ共和国	233	70円
カーボヴェルデ共和国	238	75円
ガイアナ共和国	592	80円
カザフスタン共和国	7	70円
カタール国	974	112円

カナダ	1	10円
カナリア諸島	34	30円
ガボン共和国	241	70円
カメルーン共和国	237	80円
ガンビア共和国	220	115円
カンボジア王国	855	90円
ギニア共和国	224	70円
ギニアビサウ共和国	245	250円
キプロス共和国	357	45円
キューバ共和国	53	112円
ギリシャ共和国	30	35円
キリバス共和国	686	155円
キルギス共和国	996	140円
グアテマラ共和国	502	50円
グアドループ島	590	75円
グアム	1-671	20円
クウェート国	965	80円
クック諸島	682	155円
グリーンランド	299	91円
クリスマス島	61	20円
グルジア	995	101円
グレナダ	1-473	80円
クロアチア共和国	385	101円
ケイマン諸島	1-345	70円
ケニア共和国	254	75円
コートジボワール共和国	225	80円
ココス・キーリング諸島	61	20円
コスタリカ共和国	506	35円
コソボ共和国	383	120円
コモロ連合	269	80円
コロンビア共和国	57	45円
コンゴ共和国	242	150円
コンゴ民主共和国	243	75円
サイパン	1-670	30円
サウジアラビア王国	966	80円

サモア独立国	685	80円
サントメ・プリンシペ民主共和国	239	200円
ザンビア共和国	260	70円
サンピエール島・ミクロン島	508	50円
サンマリノ共和国	378	60円
シエラレオネ共和国	232	175円
ジブチ共和国	253	125円
ジブラルタル	350	90円
ジャマイカ	1-876	75円
シリア・アラブ共和国	963	110円
シンガポール共和国	65	30円
ジンバブエ共和国	263	70円
スイス連邦	41	40円
スウェーデン王国	46	20円
スーダン共和国	249	125円
スペイン	34	30円
スペイン領北アフリカ	34	30円
スリナム共和国	597	80円
スリランカ民主社会主義共和国	94	75円
スロバキア共和国	421	45円
スロベニア共和国	386	100円
赤道ギニア共和国	240	120円
セネガル共和国	221	125円
セルビア共和国	381	120円
セントクリストファー・ネイビス連邦	1-869	79円
セントビンセント及びグレナディーン諸島	1-784	80円
セントヘレナ	290	250円
セントルシア	1-758	80円
ソマリア民主共和国	252	125円
ソロモン諸島	677	159円
タークス・カイコス諸島	1-649	80円
タイ王国	66	45円
大韓民国	82	30円
台湾	886	30円
タジキスタン共和国	992	60円

タンザニア連合共和国	255	80円
チェコ共和国	420	45円
チャド共和国	235	250円
中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）	86	30円
中央アフリカ共和国	236	127円
チュニジア共和国	216	70円
朝鮮民主主義人民共和国	850	129円
チリ共和国	56	35円
ツバル	688	120円
デンマーク王国	45	30円
ドイツ連邦共和国	49	20円
トーゴ共和国	228	110円
トケラウ諸島	690	159円
ドミニカ共和国	1-809/1-829/1-849	35円
ドミニカ国	1-767	112円
トリニダード・トバゴ共和国	1-868	55円
トルクメニスタン	993	110円
トルコ共和国	90	45円
トンガ王国	676	105円
ナイジェリア連邦共和国	234	80円
ナウル共和国	674	110円
ナミビア共和国	264	80円
ニウエ	683	159円
ニカラグア共和国	505	55円
ニジェール共和国	227	70円
ニューカレドニア	687	100円
ニュージーランド	64	25円
ネパール連邦民主共和国	977	106円
ノーフォーク島	672	79円
ノルウェー王国	47	20円
バーレーン王国	973	80円
ハイチ共和国	509	75円
パキスタン・イスラム共和国	92	70円
バチカン市国	39	20円
パナマ共和国	507	55円

バヌアツ共和国	678	159円
バハマ国	1-242	35円
パプアニューギニア独立国	675	50円
バミューダ諸島	1-441	50円
パラオ共和国	680	100円
パラグアイ共和国	595	60円
バルバドス	1-246	75円
ハワイ	1	9円
ハンガリー共和国	36	35円
バングラデシュ人民共和国	880	70円
東ティモール民主共和国	670	126円
フィジー共和国	679	50円
フィリピン共和国	63	35円
フィンランド共和国	358	30円
ブータン王国	975	70円
プエルトリコ	1-787、1-939	40円
フェロー諸島	298	75円
フオー克兰ド諸島	500	190円
ブラジル連邦共和国	55	30円
フランス共和国	33	20円
フランス領ギアナ	594	50円
フランス領ポリネシア	689	50円
ブルガリア共和国	359	80円
ブルキナファソ	226	80円
ブルネイ・ダルサラーム国	673	62円
ブルンジ共和国	257	70円
米領サモア	1-684	50円
米領バージン諸島	1-340	20円
ベトナム社会主義共和国	84	85円
ベナン共和国	229	80円
ベネズエラ・ボリバル共和国	58	50円
ベラルーシ共和国	375	80円
ベリーズ	501	55円
ペルー共和国	51	55円
ベルギー王国	32	20円

ポーランド共和国	48	40円
ボスニア・ヘルツェゴビナ	387	60円
ボツワナ共和国	267	75円
ボリビア多民族国	591	55円
ポルトガル共和国	351	35円
香港	852	30円
ホンジュラス共和国	504	65円
マーシャル諸島共和国	692	110円
マイヨット島	262	150円
マカオ	853	55円
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	389	80円
マダガスカル共和国	261	160円
マディラ諸島	351	35円
マラウイ共和国	265	127円
マリ共和国	223	55円
マルタ共和国	356	70円
マルチニーク島	596	55円
マレーシア	60	30円
ミクロネシア連邦	691	79円
南アフリカ共和国	27	75円
南スーダン共和国	211	125円
ミャンマー連邦共和国	95	90円
メキシコ合衆国	52	35円
モーリシャス共和国	230	70円
モーリタニア・イスラム共和国	222	80円
モザンビーク共和国	258	127円
モナコ公国	377	25円
モルディブ共和国	960	105円
モルドバ共和国	373	101円
モロッコ王国	212	70円
モンゴル国	976	60円
モンセラット	1-664	112円
モンテネグロ	382	120円
ヨルダン・ハシェミット王国	962	110円
ラオス人民民主共和国	856	105円

ラトビア共和国	371	90円
リトアニア共和国	370	60円
リビア	218	70円
リヒテンシュタイン公国	423	30円
リベリア共和国	231	75円
ルーマニア	40	60円
ルクセンブルク大公国	352	35円
ルワンダ共和国	250	125円
レソト王国	266	70円
レバノン共和国	961	112円
レユニオン	262	70円
ロシア	7	45円

(4) 衛星電話・その他

種別	国番号	金額/1分 (不課税)
インマルサット-B	870	307円
インマルサット-B-HSD	870	700円
インマルサット-M	870	363円
インマルサット-ミニM/フリート/M4	870	209円
インマルサット-BGAN/FBB	870	209円
インマルサット-BGAN-HSD/FBB-HSD	870	700円
インマルサット-エアロ	870	700円
インマルサット-M4-HSD/F-HSD	870	700円
イリジウム	881-6、881-7	250円
スラーヤ	882-16	175円
トランザテル	88247	120円

第 5 表 その他の料金

区分	単位	金額 (税込み)
電話帳重複掲載	1掲載につき年間	550円
ユニバーサルサービス料	1契約毎に	2円
電話リレーサービス料	1契約毎に	1円

第 6 表 レンタル機器損害金

請求上限金額が適用される費用		最大金額 (不課税)
光電話対応ルーター	基本装置	12,000円
	増設用無線LANカード	1,000円

(注) 紛失・破損した場合、及び弊社指定する返却期限までにご返却頂けない場合は、機器損害金をお支払いいただきます。

(注) 上記記載の請求金額は最大額であり、実際の請求は、減価償却を考慮した金額となります。

附則：本約款は 2024 年 11 月 20 日から実施します。

2025 年 2 月 10 日 一部改訂